

議案第94号

北上市いじめ問題対策連絡協議会等条例の一部を改正する条例

北上市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成28年北上市条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章・第2章　[略] 第3章 <u>北上市いじめ対策専門委員会</u> （第9条― <u>第17条</u> ） 第4章　雑則（ <u>第18条</u> ） 第3章 <u>北上市いじめ対策専門委員会</u> （設置） 第9条 <u>いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、北上市いじめ対策専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u> （所掌事項） 第10条 <u>委員会</u> の所掌事項は、次のとおりとする。 （1）　[略] （2） <u>法第28条第1項の規定による調査を行うこと。</u>	目次 第1章・第2章　[略] 第3章 <u>北上市いじめ調査委員会</u> （第9条― <u>第18条</u> ） 第4章 <u>北上市いじめ再調査委員会</u> （ <u>第19条―第22条</u> ） 第5章　雑則（ <u>第23条</u> ） 第3章 <u>北上市いじめ調査委員会</u> （設置） 第9条 <u>法第14条第3項の規定に基づき、北上市いじめ調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。</u> （所掌事務） 第10条 <u>調査委員会</u> の所掌事務は、次のとおりとする。 （1）　[略] （2） <u>法第24条の規定により行った調査に対し意見を述べること。</u> （3） <u>教育委員会の諮問に応じ、重大事態（法第28条第1項に規定する重大事態をいう。）に係る事実関係を明確にする</u>

(組織)

第11条 委員会は、委員5人以内をもって組織し、法律、医療、心理、福祉等の専門的知識又は経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員長)

第13条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

2・3 [略]

(臨時委員)

第14条 市長は、第11条の規定にかかわらず、第10条第2号の調査をするため必要があると認めるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、委嘱の日から調査が終了した時までとする。

(会議)

第15条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員（臨時委員を含む。以下この条及び次条において同じ。）の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数

ための調査を行うこと。

(組織)

第11条 調査委員会は、委員5人以内をもって組織し、法律、医療、心理、福祉等の専門的知識又は経験を有する者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(委員長)

第13条 調査委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

2・3 [略]

(臨時委員)

第14条 教育委員会は、第11条の規定にかかわらず、第10条第3号の調査をするため必要があると認めるときは、調査委員会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 臨時委員の任期は、委嘱の日から第1項に規定する調査が終了した時までとする。

(会議)

第15条 調査委員会は、教育委員会が招集する。

2 調査委員会は、委員（臨時委員を含む。以下この条及び第17条において同じ。）の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第16条 [略]

(庶務)

第17条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(意見の聴取等)

第16条 調査委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第17条 [略]

(庶務)

第18条 調査委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

第4章 北上市いじめ再調査委員会

(設置)

第19条 法第30条第2項の規定に基づき、北上市いじめ再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第20条 再調査委員会は、第10条第3号に規定する調査の結果について調査を行う。

(組織等)

第21条 再調査委員会は、委員5人以内をもって組織し、法律、医療、心理、福祉等の専門的知識又は経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

<u>第 4 章 雑則</u> (委任) <u>第18条</u> この条例に定めるもののほか、協議会又は委員会の運営に関し必要な事項は、会長又は委員長がそれぞれ協議会又は委員会に諮って定める。	<u>2 委員の任期は、委嘱の日から前条に規定する調査が終了した時までとする。</u> <u>(準用)</u> <u>第22条</u> 第13条及び第15条から第18条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第13条第1項、第15条第1項から第3項まで、第16条及び第18条中「調査委員会」とあるのは「再調査委員会」と、第15条第1項中「教育委員会」とあるのは「市長」と、同条第2項中「委員（臨時委員を含む。以下この条及び第17条において同じ。）」とあるのは「委員」と、第18条中「教育委員会事務局」とあるのは「企画部」と読み替えるものとする。 <u>第 5 章 雑則</u> (委任) <u>第23条</u> この条例に定めるもののほか、協議会、調査委員会又は再調査委員会の運営に関し必要な事項は、次のとおりとする。 (1) <u>協議会に関する事項は、会長が協議会に諮って定める。</u> (2) <u>調査委員会に関する事項は、当該委員長が調査委員会に諮って定める。</u> (3) <u>再調査委員会に関する事項は、当該委員長が再調査委員会に諮って定める。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
(北上市いじめ対策専門委員会に関する経過措置)
- 2 教育委員会は、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第3章の規定による北上市いじめ対策専門委員会（以下「専門委員会」という。）の委員又は臨時委員である者をこの条例の施行の日においてこの条例による改正後の北上市いじめ問題対策連絡協議会等条例（以下「新条例」という。）第3章の規定による北上市いじめ調査委員会の委員又は臨時委員に委嘱するものとする。この場合において、当該委員の任期は、新条例第12条の規定にかかわらず、専門委員会の委員に委嘱された日から起算して2年とする。
(準備行為)
- 3 新条例の実施のため必要となる北上市いじめ調査委員会の委員及び臨時委員の委嘱の手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。
(北上市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償条例の一部改正)
- 4 北上市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償条例（平成3年北上市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第1（第3条関係） [略] 備考 1～4 [略] 5 北上市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成28年北上市条例第15号）に規定する <u>いじめ対策専門委員会</u> の委員長及び委員の報酬について、同条例第10条第2号の調査を行った場合の報酬は、それぞれ日額を2倍した額とする。	別表第1（第3条関係） [略] 備考 1～4 [略] 5 北上市いじめ問題対策連絡協議会等条例（平成28年北上市条例第15号）に規定する <u>北上市いじめ調査委員会</u> の委員長及び委員（臨時委員を含む。）の報酬について、同条例第10条第3号に規定する調査を行った場合の報酬は、それぞれ日額を2倍した額とする。 6 <u>北上市いじめ問題対策連絡協議会等条例に規定す</u>

<u>6</u> [略]	<u>る北上市いじめ再調査委員会の委員長及び委員の報酬について、同条例第20条に規定する調査を行った場合の報酬は、それぞれ日額を2倍した額とする。</u> <u>7</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

令和7年2月28日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

いじめ重大事態が発生した際の調査を行う機関として北上市いじめ調査委員会等を設置するほか、所要の改正をしようとするものである。